

令和3年度

第12回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和4年3月22日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年3月22日(火) 午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 18人

- 1番 森川 光典 (会長)
- 2番 合田 政光
- 3番 小西 修
- 5番 黒田 直文
- 6番 富田 敏弘
- 7番 石井 崇雄
- 8番 豊田 敏計
- 9番 齋藤 照久
- 10番 中村 能身
- 11番 石川 素康
- 12番 山下 大輔
- 13番 岡下 定幹
- 14番 小出 章寛
- 15番 合田 亘
- 16番 山内 春雄
- 17番 川下 肇
- 18番 合田 朝子
- 19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
<香川県知事許可>
- 議案第5号 非農地証明願いについて <農業委員会許可>
- 議案第6号 観音寺市農地利用集積計画(案)について
- 議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

| | |
|---------------|-------|
| 事務局長 | 森川 省三 |
| 事務局次長(農政管理係長) | 藤村 佳広 |
| 事務局主任(農地係長) | 石井 盟人 |
| 事務局主事 | 藤川 博史 |

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第12回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、2番合田政光委員、並びに18番合田朝子委員のご両名にお願いします

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたしますが、申請番号2番、3番が合田 亘委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和4年3月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は8件です。議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続したものの農地の管理に苦慮していたところ、亡くなった夫と同じ職場の譲受人と話が纏まり有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。登記には、その職場からの売買予約が入っていますが、本件の登記時に削除予定です。

2番の農地は残存小作地であり、譲受人である耕作者が引き続き農業を行っていく予定であることから、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

3番の件は、2番の案件の引き換えに、譲受人が農地を取得するものです。2番と隣接している農地を分筆し、交換するものです。

4番の譲渡人は、相続したものの農地の管理に苦慮しており、近隣を耕作する譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の譲渡人は、相続したものの市外在住であり、農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

6番の譲渡人は、相続したものの市外在住であり、農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

7番の譲渡人は、相続したものの市外在住であり、農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

8番は、同居の子どもに農地の生前贈与を図るものです。

以上の申請につきましては、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2、3番について、合田 朝子委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 4番について、小出 章寛委員 補足説明をします。

小出委員 特に問題ありません。

議長(会長) 5番について、川下 肇委員 補足説明をします。

川下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 6番から8番について、山内 春雄委員 補足説明をします。

山内委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年3月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は宅地拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原河原井手5010番1で大野原支所から西約1000mに位置し、市道清水池線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地450㎡です。併せ地は480.01㎡、合計で930.01㎡です。利用計画ですが、居宅2棟2階建、納屋1棟平屋建301.86㎡で土地利用率は32.45%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は平成10年ごろに、200㎡未満の農業倉庫を建築しました。その後、もともとある川側からの進入路の道幅が狭く危なかったため、申請地側に進入路を設けましたが、転用手続きができておりませんでした。転用申請ができていなかったことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、山下 大輔委員 補足説明をします。

山下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年3月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は14件です。議案書8ページと位置図をご覧ください。

1番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1232番1で中部中学校から南約30mに位置し、市道下出2号線に接する都市計画法の用途の定められた地域に位置する第3種農地であり、転用面積は地目が田499㎡です。

利用計画ですが、住宅兼車庫172.24㎡で土地利用率は34.51%です。

転用に及んだ理由ですが、現在、申請者の子が賃貸住宅で生活しておりますが、孫が生まれて実家近くに住んでもらいたいと考えておりました。そこで、父である申請者が自身の居住地から近い場所を選定し、住宅建築の資金を出すこととし、申請あったものです。

2番の転用目的は貸駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1232番2で先ほどの1番の隣接地です。転用面積は地目が田446㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は近隣に主たる事務所を置く法人の代表者であり、現在は事務所敷地内に従業員駐車場を設けているものの事業拡大とともに手狭となっていたことから、駐車場用地を必要としました。一方で所有者は今回の申請地が所有する唯一の農地であり処分を検討していたところ、先程の住宅用地を含めて有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

3番の申請者は土木工事・建築業を営む法人です。転用目的は資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、原町字大通寺241番1外2筆で豊田小学校から北約200mに位置し、市道寺浦大通寺線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑772㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は業務拡大するなかで車両置場や資材置場が不足しており用地を探しておりました。そこで今回、資材置場用地を確保するために所有者と交渉し有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。申請地には工事用や建築用の花崗土や砂利の置き場となる予定です。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ており、問題ないものと判断するものです。

4番の転用目的は作業所と資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、新田町字立石896番4で豊田小学校から南約700mに位置し、市道丸井原線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田694㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請地の隣接地において申請者の妻が代表を務める法人が営農型太陽光発電を営んでおり、発電設備の下部でシイタケを栽培しております。そのシイタケ栽培のために原木の運び込みや植菌等の作業用地を確保したいと考えておりました。申請地は西側を市道、南側を池に接しており、北側の土地とは高低差がある立地条件で、所有者も管理に苦慮していたこと、地元土地改良区等の同意が得られていることから、許可相当と判断するものです。

5番の転用目的は敷地拡張で、無断転用解消のため親子間の使用貸借権をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字中筋771番外1筆で豊田小学校から西約1000mに位置し、市道に接する都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地の92㎡です。併せ地は宅地514.14㎡、合計で606.14㎡です。

利用計画ですが、住宅2階建2棟、車庫・納屋平屋建1棟405.59㎡で土地利用率は66.91%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和63年に圃場整備事業の換地処分があったときには申請地に納屋が建っておりましたが、建物の老朽化により平成17年頃に建替えて規模を大きくし車庫機能を追加しておりましたが、転用手続きができておりませんでした。農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

6番の転用目的は分家住宅で、祖父との間で使用貸借権しようとするものです。

申請場所は、池之尻町字中筋 840 番 3 で豊田小学校から西約 1000mに位置し、市道に接する都市計画区域外の第 1 種農地であり、転用面積は地目が田 400 m²です。

利用計画ですが、住宅 2 階建 1 棟 129.59 m²で土地利用率は 32.39%です。

転用に及んだ理由ですが、申請人は借家暮らしをしておりますが、子供の成長とともに手狭となったことから分家住宅の新築を計画。祖父の所有地から選定したものの、転用できる土地が本件の第 1 種農地しかなかったことから選定したものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていること、また、本件と先程の 5 番は香川県の農地転用許可に係る審査基準の第 1 種農地の不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で主渠に接続して設置されるもの」に該当することから許可相当と判断するものです。

7 番の申請者は自動車販売業を営む法人です。転用目的は敷地拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、吉岡町字畔田 107 番で一ノ谷小学校から西約 600mに位置し、市道畔田線に接する都市計画法の非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 383 m²です。併せ地は宅地 5004.85 m²、合計で 5387.85 m²です。

利用計画ですが、申請地に貸作業所平屋建 1 棟 149.22 m²を新設予定で残りのスペースを車両置場とする予定です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は 11 号沿いで自動車販売業を行っておりますが、国道の拡幅事業に伴い、現在の敷地が収用されることから昨年申請地の隣接地を転用しておりました。本来はその時に今回の申請地も含めての転用を希望しておりましたが、当時は調整ができていませんでした。しかし、今般有償の所有権移転をすることで話が纏まったため、改めて転用申請を行うものです。地元土地改良区等の同意を得ており問題ないものと考えます。

8 番と 9 番は営農型太陽光の案件で経済産業省の認可を 2 件でとっているため案件を 2 件に分けておりますが、譲渡人と譲受人が同じで、下部農地の営農もどちらも譲受人が行う計画のため併せて説明します。

申請者は土木建築業を営む法人です。転用目的は営農型太陽光発電設備で、賃借権設定しようとするものです。

申請場所は、8 番が大野原町萩原字東中村 1009 番 1 外 1 筆、9 番が大野原町萩原字東中村 1019 番 1 で大野原支所から南東約 1950mに位置し、都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は、8 番の申請地は地目が田 1417 m²のうち発電設備の支柱等の合計 0.38 m²、9 番の申請地は地目が田 1197 m²のうち発電設備の支柱等の合計 0.37 m²です。

転用に及んだ理由ですが、経営の多角化の一環として申請地での営農型太陽光発電事業を行うことを計画したもので、スクリー杭により地上約 3mに 8 番の申請地に太陽光パネル 228 枚を、9 番の申請地にも 228 枚の設置を計画しております。発電した電力は売電予定で、経済産業省の認定を受けていることを確認できる書類の提出を受けております。また、太陽光パネルの下部の農地ではニンニクの栽培を予定しており、三豊地区営農センターから「収穫量については影響がない」との意見書も添付されております。

下部農地の営農者は申請者と同じで、基盤強化促進法の解除条件付き賃借権を申請者との間で設定予定です。一時転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。なお、営農型太陽型発電設備の設置による一時転用においては、毎年 2 月末に農作物の状況報告が義務づけられており、さらに 3 年毎に一時転用申請を行い、転用許可を得る必要があります。

10 番の転用目的は貸資材置場・車両置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字嘉万坊 2187 番 8 で大野原支所から南東約 1850mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が畑 360 m²です。併せ地は宅地 731.76 m²、合計で 1091.76 m²です。

申請者は法人の代表者で、事業規模拡大する中で資材置場や従業員駐車場が不足しておりました。一方で譲渡人は申請地の形状から耕作不便であったことから有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。本件は申請者に所有権移転を行い、法人に貸し出す予定です。地元土地改良区等の同意を得ており問題ない

ものと考えます。

11番の転用目的は宅地拡張で、親子間で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字大井手 4819 番 6 で JR 豊浜駅から北約 700m に位置し、市道に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 144 m² です。併せ地は宅地 709.41 m²、合計で 853.41 m² です。

利用計画ですが、住宅 2 階建 1 棟 338.41 m² で土地利用率は 39.65% です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は子供が生まれ現在の借家が手狭となったことや、将来農家の跡取りとなることを考え、地元にて居宅を構えることを考えておりました。検討の結果、実家部分を増築し 2 世帯住宅とすることとなりました。増築予定地であった申請地は元々車庫が建っていましたが、本件のために調べたところが無断転用であることが分かりました。譲渡人より農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書の提出を受けての転用申請です。

12番の転用目的は分家住宅で、親子間で無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字雉子畑 5178 番 1 で大野原支所から西約 1000m に位置し、市道瀬後屋敷線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 338 m² です。

利用計画ですが、住宅平屋建 1 棟 110.13 m² で土地利用率は 32.58% です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は夫妻とも地元が近く、地元に近い場所に居宅を構えたいと考えておりました。そこで申請者の親の所有地から今回の申請地を選定したものです。

13番と 14番について太陽光発電設備の転用申請です。譲渡人と譲受人が同一ですが経済産業省の認定を地番ごとに別に取得しているため、別案件としておりますがあわせて説明します。

申請者は太陽光発電事業を営む法人です。転用目的は太陽光発電設備で、使用貸借権しようとするものです。申請場所は、13番が豊浜町和田字長谷甲 1038 番 2 で地目が田の 653 m²、14番が豊浜町和田字長谷甲 1046 番で地目が田 773 m² です。申請地は豊浜小学校から東約 1050m に位置する都市計画区域外の第 2 種農地です。

利用計画ですが、13番が太陽光発電設備 3 基 263.16 m² で、14番が太陽光発電設備 5 基 263.16 m² です。

転用に及んだ理由ですが、申請地の所有者は、相続により申請地を受け継いだものの市外在住であったため管理に苦慮しておりました。草の管理ができないと近隣に迷惑をかけることから、太陽光発電設備の設置を計画し今回の申請に至ったものです。経済産業省の認定を確認できる資料の提出があること、地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていることから、許可相当と判断するものです。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1、2番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 3、4番について、石井 崇雄委員 補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長(会長) 5、6番について、豊田 敏計委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 7番について、荻田 昇吾委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いております。

8番から 10番について、岡下 定幹委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 11、12番について、山下 大輔委員 補足説明をお願いします。

山下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 13、14番について、山内 春雄委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号 別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の2（3）の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年3月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。議案書13ページをご覧ください。

本件は、5条7番に関連するものです。申請地は平成9年1月27日付で分家住宅建築を目的とする転用許可を得ておりましたが、分家住宅の建築がされず農地として管理されておりました。また、今後に分家住宅が建築される予定がないため5条7番の転用申請に承継することとなったものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。

それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の14ページをご覧ください。

議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和4年3月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請地は、柞田町字石井乙19番で、観音寺市役所から南西に約500mに位置し、登記地目は畑、現況地目は畑、面積が79㎡です。

申請者たちの自宅から農地に向かうための農道を自ら整備したものであり、非農地の認定基準の「耕作者が自らの農地を自らの耕作に供する他の農地の保全もしくは利用増進のために転用する場合」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」承認することに決定させて

いただきます。

続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたしますが、山下委員の関係案件がございます。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは、事務局に説明を求めます

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第6号について説明させていただきますので、議案書の16ページをお開きください。

議案第6号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和4年3月22日 農業委員会会長からの提出です。

次の17ページをご覧ください。議案第6号別紙の

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和4年3月31日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

| | |
|-------|---------------------------|
| 観音寺地区 | 2, 2 2 2 m ² |
| 高室地区 | 2, 4 0 7 m ² |
| 常磐地区 | m ² |
| 柞田地区 | 1, 1 2 6 m ² |
| 木之郷地区 | m ² |
| 豊田地区 | m ² |
| 栗井地区 | m ² |
| 一ノ谷地区 | 3, 5 3 6 m ² |
| 大野原地区 | 1 6, 6 1 0 m ² |
| 豊浜地区 | 1 8, 0 1 6 m ² |

です。

合計、田66筆、畑5筆、合計面積43,917 m²となっております。

今月は20件の申出がありまして、その中で、23ページ10番は、議案第3号の8番9番で説明しました営農型太陽光に伴う農地の貸借でニンニクを栽培すると計画書が出ておりますが、この法人が農地所有適格法人でないため、当該土地を適正に利用していないと認められる場合には、契約を解除するものとする解除条件付貸借であります。

続きまして24、25ページ、13番の貸借ですが、受人は、新規就農者で、このたび祖母の農地を借り受けて花卉や野菜を栽培していく予定です。

ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の30ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和4年3月31日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

| | |
|-------|-------------------------|
| 観音寺地区 | m ² |
| 高室地区 | 4, 5 1 8 m ² |
| 常磐地区 | 3, 3 0 3 m ² |

| | |
|-------|------------------------|
| 柞田地区 | 10, 118 m ² |
| 木之郷地区 | m ² |
| 豊田地区 | 22, 625 m ² |
| 栗井地区 | 2, 179 m ² |
| 一ノ谷地区 | 4, 390 m ² |
| 大野原地区 | 16, 959 m ² |
| 豊浜地区 | 4, 940 m ² |

田68筆、畑7筆、合計69,032 m²です。

合計、29件、賃借が10件、使用賃借が19件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の31ページから46ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和4年4月1日付で設定される貸借となります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

[山下委員 入室]

議長（会長） 引き続きまして、議案第7号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第7号について、説明させていただきますので、議案書47ページをご覧ください。

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和4年3月22日 農業委員会会長からの提出です。

次の48ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第6号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、この配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件2件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、5月1日からとなります。

議案第7号の説明については、以上です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第7号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、令和3年度第12回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時00分 閉会>